

令和4年度 第3回国民健康保険運営協議会

国民健康保険税改定に係る資料

令和4年8月

川越市国民健康保険課

目 次

1. 税額シミュレーション	1
2. モデルケース別所得階層別保険税額	2
(1) 単身世帯	
(2) 2人世帯	
(3) 3人世帯	
(4) 4人世帯	
3. 国民健康保険加入世帯の所得状況調べ	16
(1) 所得階層別	
(2) 所得種別	
4. 均等割の軽減制度	18
(1) 均等割額の引き上げに伴う均等割額の軽減額	
(2) 均等割額の引き上げに伴う未就学児の軽減措置	

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(1) 単身世帯 65歳以上もしくは40歳未満 ※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満 ・公的年金収入110万円以下	7割軽減 9,900円	7割軽減 11,000円	1,100円
43万円以下	・給与収入98万円以下 ・公的年金収入153万円以下	7割軽減 9,900円	7割軽減 11,000円	1,100円
50万円	・給与収入105万円 ・公的年金収入160万円	5割軽減 23,200円	5割軽減 25,100円	1,900円
90万円	・給与収入145万円 ・公的年金収入200万円	2割軽減 72,300円	2割軽減 75,300円	3,000円
100万円	・給与収入155万円 ・公的年金収入210万円	88,500円	92,300円	3,800円
130万円	・給与収入197万2千円 ・公的年金収入240万円	117,800円	121,600円	3,800円
150万円	・給与収入226万円 ・公的年金収入260万円	137,300円	141,100円	3,800円
200万円	・給与収入297万2千円 ・公的年金収入310万円	186,000円	189,800円	3,800円
300万円	・給与収入430万円 ・公的年金収入433万6千円	283,500円	287,300円	3,800円
400万円	・給与収入555万2千円 ・公的年金収入551万2千円	381,000円	384,800円	3,800円
500万円	・給与収入677万8千円 ・公的年金収入668万9千円	478,500円	482,300円	3,800円
600万円	・給与収入788万9千円 ・公的年金収入784万8千円	576,000円	579,800円	3,800円
700万円	・給与収入895万円 ・公的年金収入890万円	673,500円	677,300円	3,800円
800万円	・給与収入995万円 ・公的年金収入995万3千円	771,000円	774,800円	3,800円
900万円	・給与収入1,095万円 ・公的年金収入1,095万5千円	820,000円	850,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円 ・公的年金収入1,195万5千円	820,000円	850,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円 ・公的年金収入1,295万5千円	820,000円	850,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(1) 単身世帯 40歳以上65歳未満 ※医療+支援金+介護

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満 ・公的年金収入60万円以下	7割軽減 13,200円	7割軽減 14,600円	1,400円
43万円以下	・給与収入98万円以下 ・公的年金収入103万円以下	7割軽減 13,200円	7割軽減 14,600円	1,400円
50万円	・給与収入105万円 ・公的年金収入110万円	5割軽減 30,200円	5割軽減 32,600円	2,400円
90万円	・給与収入145万円 ・公的年金収入156万7千円	2割軽減 90,700円	2割軽減 94,500円	3,800円
100万円	・給与収入155万円 ・公的年金収入170万円	111,200円	116,000円	4,800円
130万円	・給与収入197万2千円 ・公的年金収入210万円	146,500円	151,300円	4,800円
150万円	・給与収入226万円 ・公的年金収入236万7千円	170,000円	174,800円	4,800円
200万円	・給与収入297万2千円 ・公的年金収入303万4千円	228,700円	233,500円	4,800円
300万円	・給与収入430万円 ・公的年金収入433万6千円	346,200円	351,000円	4,800円
400万円	・給与収入555万2千円 ・公的年金収入551万2千円	463,700円	468,500円	4,800円
500万円	・給与収入677万8千円 ・公的年金収入668万9千円	581,200円	586,000円	4,800円
600万円	・給与収入788万9千円 ・公的年金収入784万8千円	698,700円	703,500円	4,800円
700万円	・給与収入895万円 ・公的年金収入890万円	816,200円	821,000円	4,800円
800万円	・給与収入995万円 ・公的年金収入995万3千円	933,700円	938,500円	4,800円
900万円	・給与収入1,095万円 ・公的年金収入1,095万5千円	990,000円	1,020,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円 ・公的年金収入1,195万5千円	990,000円	1,020,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円 ・公的年金収入1,295万5千円	990,000円	1,020,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	11,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(2) 2人世帯 65歳以上夫婦もしくは40歳未満夫婦 ※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満 ・公的年金収入110万円以下	7割軽減 19,800円	7割軽減 22,100円	2,300円
43万円以下	・給与収入98万円以下 ・公的年金収入153万円以下	7割軽減 19,800円	7割軽減 22,100円	2,300円
50万円	・給与収入105万円 ・公的年金収入160万円	5割軽減 39,800円	5割軽減 43,600円	3,800円
90万円	・給与収入145万円 ・公的年金収入200万円	5割軽減 78,800円	5割軽減 82,600円	3,800円
100万円	・給与収入155万円 ・公的年金収入210万円	5割軽減 88,500円	5割軽減 92,300円	3,800円
130万円	・給与収入197万2千円 ・公的年金収入240万円	2割軽減 137,700円	2割軽減 143,800円	6,100円
150万円	・給与収入226万円 ・公的年金収入260万円	170,400円	178,000円	7,600円
200万円	・給与収入297万2千円 ・公的年金収入310万円	219,100円	226,700円	7,600円
300万円	・給与収入430万円 ・公的年金収入433万6千円	316,600円	324,200円	7,600円
400万円	・給与収入555万2千円 ・公的年金収入551万2千円	414,100円	421,700円	7,600円
500万円	・給与収入677万8千円 ・公的年金収入668万9千円	511,600円	519,200円	7,600円
600万円	・給与収入788万9千円 ・公的年金収入784万8千円	609,100円	616,700円	7,600円
700万円	・給与収入895万円 ・公的年金収入890万円	706,600円	714,200円	7,600円
800万円	・給与収入995万円 ・公的年金収入995万3千円	795,700円	811,300円	15,600円
900万円	・給与収入1,095万円 ・公的年金収入1,095万5千円	820,000円	850,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円 ・公的年金収入1,195万5千円	820,000円	850,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円 ・公的年金収入1,295万5千円	820,000円	850,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(2) 2人世帯 40歳以上65歳未満夫婦 ※医療+支援金+介護

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額		改定案年税額		税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満 ・公的年金収入60万円以下	7割軽減	26,500円	7割軽減	29,400円	2,900円
43万円以下	・給与収入98万円以下 ・公的年金収入103万円以下	7割軽減	26,500円	7割軽減	29,400円	2,900円
50万円	・給与収入105万円 ・公的年金収入110万円	5割軽減	52,500円	5割軽減	57,300円	4,800円
90万円	・給与収入145万円 ・公的年金収入156万7千円	5割軽減	99,500円	5割軽減	104,300円	4,800円
100万円	・給与収入155万円 ・公的年金収入170万円	5割軽減	111,200円	5割軽減	116,000円	4,800円
130万円	・給与収入197万2千円 ・公的年金収入210万円	2割軽減	173,100円	2割軽減	180,800円	7,700円
150万円	・給与収入226万円 ・公的年金収入236万7千円		214,400円		224,000円	9,600円
200万円	・給与収入297万2千円 ・公的年金収入303万4千円		273,100円		282,700円	9,600円
300万円	・給与収入430万円 ・公的年金収入433万6千円		390,600円		400,200円	9,600円
400万円	・給与収入555万2千円 ・公的年金収入551万2千円		508,100円		517,700円	9,600円
500万円	・給与収入677万8千円 ・公的年金収入668万9千円		625,600円		635,200円	9,600円
600万円	・給与収入788万9千円 ・公的年金収入784万8千円		743,100円		752,700円	9,600円
700万円	・給与収入895万円 ・公的年金収入890万円		860,600円		870,200円	9,600円
800万円	・給与収入995万円 ・公的年金収入995万3千円		965,700円		981,300円	15,600円
900万円	・給与収入1,095万円 ・公的年金収入1,095万5千円		990,000円		1,020,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円 ・公的年金収入1,195万5千円		990,000円		1,020,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円 ・公的年金収入1,295万5千円		990,000円		1,020,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	11,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳未満夫婦+子(小学生)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額		改定案年税額		税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減	29,700円	7割軽減	33,100円	3,400円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減	29,700円	7割軽減	33,100円	3,400円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減	56,300円	5割軽減	62,000円	5,700円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減	95,300円	5割軽減	101,000円	5,700円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減	105,100円	5割軽減	110,800円	5,700円
130万円	・給与収入197万2千円	2割軽減	164,200円	2割軽減	173,300円	9,100円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減	183,700円	2割軽減	192,800円	9,100円
200万円	・給与収入297万2千円		252,200円		263,600円	11,400円
300万円	・給与収入430万円		349,700円		361,100円	11,400円
400万円	・給与収入555万2千円		447,200円		458,600円	11,400円
500万円	・給与収入677万8千円		544,700円		556,100円	11,400円
600万円	・給与収入788万9千円		642,200円		653,600円	11,400円
700万円	・給与収入895万円		739,700円		751,100円	11,400円
800万円	・給与収入995万円		820,000円		838,800円	18,800円
900万円	・給与収入1,095万円		820,000円		850,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円		820,000円		850,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円		820,000円		850,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳未満夫婦+子(未就学児)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額		改定案年税額		税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減	24,800円	7割軽減	27,600円	2,800円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減	24,800円	7割軽減	27,600円	2,800円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減	48,100円	5割軽減	52,900円	4,800円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減	87,100円	5割軽減	91,900円	4,800円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減	96,800円	5割軽減	101,600円	4,800円
130万円	・給与収入197万2千円	2割軽減	150,900円	2割軽減	158,500円	7,600円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減	170,400円	2割軽減	178,000円	7,600円
200万円	・給与収入297万2千円		235,700円		245,200円	9,500円
300万円	・給与収入430万円		333,200円		342,700円	9,500円
400万円	・給与収入555万2千円		430,700円		440,200円	9,500円
500万円	・給与収入677万8千円		528,200円		537,700円	9,500円
600万円	・給与収入788万9千円		625,700円		635,200円	9,500円
700万円	・給与収入895万円		723,200円		732,700円	9,500円
800万円	・給与収入995万円		808,100円		825,100円	17,000円
900万円	・給与収入1,095万円		820,000円		850,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円		820,000円		850,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円		820,000円		850,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛けの税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳以上夫婦+子(小学生)

※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額		改定案年税額		税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減	36,400円	7割軽減	40,400円	4,000円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減	36,400円	7割軽減	40,400円	4,000円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減	69,000円	5割軽減	75,700円	6,700円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減	116,000円	5割軽減	122,700円	6,700円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減	127,800円	5割軽減	134,500円	6,700円
130万円	・給与収入197万2千円	2割軽減	199,600円	2割軽減	210,300円	10,700円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減	223,100円	2割軽減	233,800円	10,700円
200万円	・給与収入297万2千円		306,200円		319,600円	13,400円
300万円	・給与収入430万円		423,700円		437,100円	13,400円
400万円	・給与収入555万2千円		541,200円		554,600円	13,400円
500万円	・給与収入677万8千円		658,700円		672,100円	13,400円
600万円	・給与収入788万9千円		776,200円		789,600円	13,400円
700万円	・給与収入895万円		893,700円		907,100円	13,400円
800万円	・給与収入995万円		990,000円		1,008,800円	18,800円
900万円	・給与収入1,095万円		990,000円		1,020,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円		990,000円		1,020,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円		990,000円		1,020,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	11,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(3) 3人世帯 40歳以上夫婦+子(未就学児)

※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 31,500円	7割軽減 34,900円	3,400円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 31,500円	7割軽減 34,900円	3,400円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 60,800円	5割軽減 66,600円	5,800円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 107,800円	5割軽減 113,600円	5,800円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 119,500円	5割軽減 125,300円	5,800円
130万円	・給与収入197万2千円	2割軽減 186,300円	2割軽減 195,500円	9,200円
150万円	・給与収入226万円	2割軽減 209,800円	2割軽減 219,000円	9,200円
200万円	・給与収入297万2千円	289,700円	301,200円	11,500円
300万円	・給与収入430万円	407,200円	418,700円	11,500円
400万円	・給与収入555万2千円	524,700円	536,200円	11,500円
500万円	・給与収入677万8千円	642,200円	653,700円	11,500円
600万円	・給与収入788万9千円	759,700円	771,200円	11,500円
700万円	・給与収入895万円	877,200円	888,700円	11,500円
800万円	・給与収入995万円	978,100円	995,100円	17,000円
900万円	・給与収入1,095万円	990,000円	1,020,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円	990,000円	1,020,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円	990,000円	1,020,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	11,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳未満夫婦+子2人(小学生2人)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 39,600円	7割軽減 44,200円	4,600円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 39,600円	7割軽減 44,200円	4,600円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 72,900円	5割軽減 80,500円	7,600円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 111,900円	5割軽減 119,500円	7,600円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 121,600円	5割軽減 129,200円	7,600円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 150,900円	5割軽減 158,500円	7,600円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 170,400円	5割軽減 178,000円	7,600円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 258,900円	2割軽減 271,000円	12,100円
300万円	・給与収入430万円	382,800円	398,000円	15,200円
400万円	・給与収入555万2千円	480,300円	495,500円	15,200円
500万円	・給与収入677万8千円	577,800円	593,000円	15,200円
600万円	・給与収入788万9千円	675,300円	690,500円	15,200円
700万円	・給与収入895万円	771,600円	788,000円	16,400円
800万円	・給与収入995万円	820,000円	850,000円	30,000円
900万円	・給与収入1,095万円	820,000円	850,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円	820,000円	850,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円	820,000円	850,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳未満夫婦+子2人(小学生・未就学児)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 34,700円	7割軽減 38,600円	3,900円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 34,700円	7割軽減 38,600円	3,900円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 64,600円	5割軽減 71,300円	6,700円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 103,600円	5割軽減 110,300円	6,700円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 113,400円	5割軽減 120,100円	6,700円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 142,600円	5割軽減 149,300円	6,700円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 162,100円	5割軽減 168,800円	6,700円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 245,700円	2割軽減 256,300円	10,600円
300万円	・給与収入430万円	366,300円	379,600円	13,300円
400万円	・給与収入555万2千円	463,800円	477,100円	13,300円
500万円	・給与収入677万8千円	561,300円	574,600円	13,300円
600万円	・給与収入788万9千円	658,800円	672,100円	13,300円
700万円	・給与収入895万円	756,300円	769,600円	13,300円
800万円	・給与収入995万円	820,000円	850,000円	30,000円
900万円	・給与収入1,095万円	820,000円	850,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円	820,000円	850,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円	820,000円	850,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳未満夫婦+子2人(未就学児2人)

※医療+支援金

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 29,700円	7割軽減 33,100円	3,400円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 29,700円	7割軽減 33,100円	3,400円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 56,300円	5割軽減 62,000円	5,700円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 95,300円	5割軽減 101,000円	5,700円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 105,100円	5割軽減 110,800円	5,700円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 134,300円	5割軽減 140,000円	5,700円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 153,800円	5割軽減 159,500円	5,700円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 232,400円	2割軽減 241,500円	9,100円
300万円	・給与収入430万円	349,700円	361,100円	11,400円
400万円	・給与収入555万2千円	447,200円	458,600円	11,400円
500万円	・給与収入677万8千円	544,700円	556,100円	11,400円
600万円	・給与収入788万9千円	642,200円	653,600円	11,400円
700万円	・給与収入895万円	739,700円	751,100円	11,400円
800万円	・給与収入995万円	820,000円	838,800円	18,800円
900万円	・給与収入1,095万円	820,000円	850,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円	820,000円	850,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円	820,000円	850,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳以上夫婦+子2人(小学生2人) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 46,300 円	7割軽減 51,500 円	5,200 円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 46,300 円	7割軽減 51,500 円	5,200 円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 85,600 円	5割軽減 94,200 円	8,600 円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 132,600 円	5割軽減 141,200 円	8,600 円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 144,300 円	5割軽減 152,900 円	8,600 円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 179,600 円	5割軽減 188,200 円	8,600 円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 203,100 円	5割軽減 211,700 円	8,600 円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 308,300 円	2割軽減 322,000 円	13,700 円
300万円	・給与収入430万円	456,800 円	474,000 円	17,200 円
400万円	・給与収入555万2千円	574,300 円	591,500 円	17,200 円
500万円	・給与収入677万8千円	691,800 円	709,000 円	17,200 円
600万円	・給与収入788万9千円	809,300 円	826,500 円	17,200 円
700万円	・給与収入895万円	925,600 円	944,000 円	18,400 円
800万円	・給与収入995万円	990,000 円	1,020,000 円	30,000 円
900万円	・給与収入1,095万円	990,000 円	1,020,000 円	30,000 円
1,000万円	・給与収入1,195万円	990,000 円	1,020,000 円	30,000 円
1,100万円	・給与収入1,295万円	990,000 円	1,020,000 円	30,000 円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	11,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳以上夫婦+子2人(小学生・未就学児) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 41,400円	7割軽減 45,900円	4,500円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 41,400円	7割軽減 45,900円	4,500円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 77,300円	5割軽減 85,000円	7,700円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 124,300円	5割軽減 132,000円	7,700円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 136,100円	5割軽減 143,800円	7,700円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 171,300円	5割軽減 179,000円	7,700円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 194,800円	5割軽減 202,500円	7,700円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 295,100円	2割軽減 307,300円	12,200円
300万円	・給与収入430万円	440,300円	455,600円	15,300円
400万円	・給与収入555万2千円	557,800円	573,100円	15,300円
500万円	・給与収入677万8千円	675,300円	690,600円	15,300円
600万円	・給与収入788万9千円	792,800円	808,100円	15,300円
700万円	・給与収入895万円	910,300円	925,600円	15,300円
800万円	・給与収入995万円	990,000円	1,020,000円	30,000円
900万円	・給与収入1,095万円	990,000円	1,020,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円	990,000円	1,020,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円	990,000円	1,020,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	11,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

2 モデルケース別 所得階層別保険税額

(4) 4人世帯 40歳以上夫婦+子2人(未就学児2人) ※医療+支援金+介護(子除く)

総所得金額等	収入目安	現行税率年税額	改定案年税額	税額増加分
0円	・給与収入55万1千円未満	7割軽減 36,400円	7割軽減 40,400円	4,000円
43万円以下	・給与収入98万円以下	7割軽減 36,400円	7割軽減 40,400円	4,000円
50万円	・給与収入105万円	5割軽減 69,000円	5割軽減 75,700円	6,700円
90万円	・給与収入145万円	5割軽減 116,000円	5割軽減 122,700円	6,700円
100万円	・給与収入155万円	5割軽減 127,800円	5割軽減 134,500円	6,700円
130万円	・給与収入197万2千円	5割軽減 163,000円	5割軽減 169,700円	6,700円
150万円	・給与収入226万円	5割軽減 186,500円	5割軽減 193,200円	6,700円
200万円	・給与収入297万2千円	2割軽減 281,800円	2割軽減 292,500円	10,700円
300万円	・給与収入430万円	423,700円	437,100円	13,400円
400万円	・給与収入555万2千円	541,200円	554,600円	13,400円
500万円	・給与収入677万8千円	658,700円	672,100円	13,400円
600万円	・給与収入788万9千円	776,200円	789,600円	13,400円
700万円	・給与収入895万円	893,700円	907,100円	13,400円
800万円	・給与収入995万円	990,000円	1,008,800円	18,800円
900万円	・給与収入1,095万円	990,000円	1,020,000円	30,000円
1,000万円	・給与収入1,195万円	990,000円	1,020,000円	30,000円
1,100万円	・給与収入1,295万円	990,000円	1,020,000円	30,000円

※世帯主のみ収入がある場合で算定

※網掛の税額は課税限度額

※現行税率

医療分	所得割	7.35%	均等割	24,700円	課税限度額	630,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	8,400円	課税限度額	190,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	11,300円	課税限度額	170,000円

※改定案

医療分	所得割	7.35%	均等割	27,500円	課税限度額	650,000円
支援金分	所得割	2.40%	均等割	9,400円	課税限度額	200,000円
介護分	所得割	2.00%	均等割	12,300円	課税限度額	170,000円

※未就学児については、未就学児の均等割軽減措置を適用

3 (1) 国民健康保険加入世帯の所得状況調べ(令和3年度) ※所得階層別

令和3年10月末現在

所得区分 (基礎控除後の総所得金額)	世帯数 世帯	構成割合 %	被保険者数 人	構成割合 %
所得なし	19,769	35.87	23,512	29.27
100万円以下	13,797	25.03	19,888	24.76
200万円以下	9,233	16.75	14,768	18.38
300万円以下	3,940	7.15	7,121	8.87
400万円以下	1,668	3.03	3,360	4.18
500万円以下	840	1.52	1,891	2.35
600万円以下	488	0.89	1,083	1.35
600万円超え	1,155	2.10	2,724	3.39
所得不明(未申告)	4,224	7.66	5,980	7.44
合 計	55,114	100.00	80,327	100.00

*パーセンテージは単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合有

3 (2) 国民健康保険加入世帯の所得状況調べ(令和3年度) ※所得種類別

令和3年10月末現在

所得の種類	世帯数 世帯	構成割合		被保険者数 人	構成割合 %
		世帯	%		
所得無し	11,384	20.66		35,063	43.65
営業	4,752	8.62		5,400	6.72
農業	64	0.12		77	0.10
上場株式譲渡	105	0.19		117	0.15
年金	15,962	28.96		12,632	15.73
給与	19,068	34.60		22,871	28.47
譲渡	277	0.50		241	0.30
その他	3,502	6.35		3,926	4.89
合計	55,114	100.00		80,327	100.00

*パーセンテージは単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合有

*その他は、不動産所得(貸家・貸駐車場等)、雑所得(講演料等)、配当所得など

4 均等割の軽減制度

(1) 均等割の軽減制度

均等割額は、だれでも等しく課税となるのが原則ですが、世帯の所得に応じて、その7割、5割及び2割が軽減となる制度が法定されております。

【均等割が軽減となる世帯の総所得金額等】

軽減割合	世帯の総所得金額等・
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + (28万5千円 × 加入者等の数) 以下
2割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + (52万円 × 加入者等の数) 以下

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）もしくは公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円を超える者に限り、給与所得を有する者を除く）の数の合計をいいます。また、下線部分は給与所得者等の数が2以上の場合のみ適用となります。

(2) 未就学児の均等割の軽減制度

子育て世帯の負担軽減の観点から、国保に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額が5割減額となります。令和4年度の国民健康保険税から適用となります。

一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに5割減額することとなります。

(例) 均等割額の7割軽減が適用されている場合、残りの3割分の均等割額をさらに5割減額することとなります。(合計で8.5割の軽減となります)

(1) 均等割額の引き上げに伴う均等割額の軽減額

均等割額の軽減額（改定案）

■ 7割軽減

区分	目項	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	24,700 円	27,500 円	2,800 円
	軽減額（7割）	▲17,290 円	▲19,250 円	▲1,960 円
	均等割額（軽減後）	7,410 円	8,250 円	840 円
支援金分	均等割額（軽減前）	8,400 円	9,400 円	1,000 円
	軽減額（7割）	▲5,880 円	▲6,580 円	▲700 円
	均等割額（軽減後）	2,520 円	2,820 円	300 円
介護分	均等割額（軽減前）	11,300 円	12,300 円	1,000 円
	軽減額（7割）	▲7,910 円	▲8,610 円	▲700 円
	均等割額（軽減後）	3,390 円	3,690 円	300 円

■ 5割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	24,700 円	27,500 円	2,800 円
	軽減額（5割）	▲12,350 円	▲13,750 円	▲1,400 円
	均等割額（軽減後）	12,350 円	13,750 円	1,400 円
支援金分	均等割額（軽減前）	8,400 円	9,400 円	1,000 円
	軽減額（5割）	▲4,200 円	▲4,700 円	▲500 円
	均等割額（軽減後）	4,200 円	4,700 円	500 円
介護分	均等割額（軽減前）	11,300 円	12,300 円	1,000 円
	軽減額（5割）	▲5,650 円	▲6,150 円	▲500 円
	均等割額（軽減後）	5,650 円	6,150 円	500 円

■ 2割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	24,700 円	27,500 円	2,800 円
	軽減額（2割）	▲4,940 円	▲5,500 円	▲560 円
	均等割額（軽減後）	19,760 円	22,000 円	2,240 円
支援金分	均等割額（軽減前）	8,400 円	9,400 円	1,000 円
	軽減額（2割）	▲1,680 円	▲1,880 円	▲200 円
	均等割額（軽減後）	6,720 円	7,520 円	800 円
介護分	均等割額（軽減前）	11,300 円	12,300 円	1,000 円
	軽減額（2割）	▲2,260 円	▲2,460 円	▲200 円
	均等割額（軽減後）	9,040 円	9,840 円	800 円

■医療分、支援金分及び介護分の合計

<40歳以上65歳未満の被保険者>

7割軽減	現行	改定案	差
均等割額（軽減前）	44,400円	49,200円	4,800円
軽減額（7割）	▲31,080円	▲34,440円	▲3,360円
均等割額（軽減後）	13,320円	14,760円	1,440円

5割軽減	現行	改定案	差
均等割額（軽減前）	44,400円	49,200円	4,800円
軽減額（5割）	▲22,200円	▲24,600円	▲2,400円
均等割額（軽減後）	22,200円	24,600円	2,400円

2割軽減	現行	改定案	差
均等割額（軽減前）	44,400円	49,200円	4,800円
軽減額（2割）	▲8,880円	▲9,840円	▲960円
均等割額（軽減後）	35,520円	39,360円	3,840円

■医療分及び支援金分の合計

<上記以外の被保険者>

7割軽減	現行	改定案	差
均等割額（軽減前）	33,100円	36,900円	3,800円
軽減額（7割）	▲23,170円	▲25,830円	▲2,660円
均等割額（軽減後）	9,930円	11,070円	1,140円

5割軽減	現行	改定案	差
均等割額（軽減前）	33,100円	36,900円	3,800円
軽減額（5割）	▲16,550円	▲18,450円	▲1,900円
均等割額（軽減後）	16,550円	18,450円	1,900円

2割軽減	現行	改定案	差
均等割額（軽減前）	33,100円	36,900円	3,800円
軽減額（2割）	▲6,620円	▲7,380円	▲760円
均等割額（軽減後）	26,480円	29,520円	3,040円

(2) 均等割額の引き上げに伴う未就学児の軽減措置

均等割額の軽減額（改定案）

■ 軽減なし

区分	目項	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	24,700 円	27,500 円	2,800 円
	軽減額（5割）	▲12,350 円	▲13,750 円	▲1,400 円
	均等割額（軽減後）	12,350 円	13,750 円	1,400 円
支援金分	均等割額（軽減前）	8,400 円	9,400 円	1,000 円
	軽減額（5割）	▲4,200 円	▲4,700 円	▲500 円
	均等割額（軽減後）	4,200 円	4,700 円	500 円

■ 7割軽減

区分	目項	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	24,700 円	27,500 円	2,800 円
	軽減額（8.5割）	▲20,995 円	▲23,375 円	▲2,380 円
	均等割額（軽減後）	3,705 円	4,125 円	420 円
支援金分	均等割額（軽減前）	8,400 円	9,400 円	1,000 円
	軽減額（8.5割）	▲7,140 円	▲7,990 円	▲850 円
	均等割額（軽減後）	1,260 円	1,410 円	150 円

■ 5割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	24,700 円	27,500 円	2,800 円
	軽減額（7.5割）	▲18,525 円	▲20,625 円	▲2,100 円
	均等割額（軽減後）	6,175 円	6,875 円	700 円
支援金分	均等割額（軽減前）	8,400 円	9,400 円	1,000 円
	軽減額（7.5割）	▲6,300 円	▲7,050 円	▲750 円
	均等割額（軽減後）	2,100 円	2,350 円	250 円

■ 2割軽減

区分	項目	現 行	改 定 案	差
医療分	均等割額（軽減前）	24,700 円	27,500 円	2,800 円
	軽減額（6割）	▲14,820 円	▲16,500 円	▲1,680 円
	均等割額（軽減後）	9,880 円	11,000 円	1,120 円
支援金分	均等割額（軽減前）	8,400 円	9,400 円	1,000 円
	軽減額（6割）	▲5,040 円	▲5,640 円	▲600 円
	均等割額（軽減後）	3,360 円	3,760 円	400 円

■医療分及び支援金分の合計

軽減なし	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	33,100 円	36,900 円	3,800 円
軽減額（5割）	▲16,550 円	▲18,450 円	▲1,900 円
均等割額（軽減後）	16,550 円	18,450 円	1,900 円

7割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	33,100 円	36,900 円	3,800 円
軽減額（8.5割）	▲28,135 円	▲31,365 円	▲3,230 円
均等割額（軽減後）	4,965 円	5,535 円	570 円

5割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	33,100 円	36,900 円	3,800 円
軽減額（7.5割）	▲24,825 円	▲27,675 円	▲2,850 円
均等割額（軽減後）	8,275 円	9,225 円	950 円

2割軽減	現 行	改 定 案	差
均等割額（軽減前）	33,100 円	36,900 円	3,800 円
軽減額（6割）	▲19,860 円	▲22,140 円	▲2,280 円
均等割額（軽減後）	13,240 円	14,760 円	1,520 円